

平成23年第4回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成23年5月16日(月曜日)

議事日程第1号

平成23年5月16日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 一般廃棄物最終処分場調査対策について
- 日程第6 港湾交通対策について
- 日程第7 議案第57号及び同第58号
- 日程第8 議案第59号から同第63号まで
- 日程第9 議案第64号
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 一般廃棄物最終処分場調査対策について
- 日程第6 港湾交通対策について
- 日程第7 議案第57号及び同第58号
- 日程第8 議案第59号から同第63号まで
- 日程第9 議案第64号
- 追加日程第1 議長の辞職許可について
- 追加日程第2 議長選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職許可について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第5 議席の一部変更について

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和
7番	田	中	立	一	君	8番	古	川	昇
9番	久	保	田	長	門	君	10番	保	坂
11番	中	村	実	君	12番	大	滝	豊	君
13番	伊	藤	文	博	君	14番	田	原	実
15番	吉	岡	静	夫	君	16番	池	田	達
17番	古	畑	浩	一	君	18番	五	十	嵐
19番	高	澤	公	君	20番	樋	口	英	一
21番	松	尾	徹	郎	君	22番	野	本	信
23番	齊	藤	伸	一	君	24番	伊	井	澤
25番	鈴	木	勢	子	君	26番	新	保	峰
									孝
									君

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米	田	徹	君	副	市	長	本	間	政	一	君	
総	務	部	長	田	鹿	茂	樹	君	市	民	部	長	吉	岡
産	業	部	長	酒	井	良	尚	君	総	務	課	長	渡	辺
企	画	財	政	課	長	齊	藤	隆	一	君	能	生	事	務
青	海	事	務	所	長	扇	山	和	博	君	市	民	課	長
環	境	生	活	課	長	渡	辺	勇	君	福	祉	事	務	所
健	康	増	進	課	長	伊	奈	晃	君	交	流	観	光	課
商	工	農	林	水	産	課	長	金	子	裕	彦	君	建	設
都	市	整	備	課	長	金	子	晴	彦	君	会	計	管	理
ガ	ス	水	道	局	長	小	林	忠	君	消	防	長	山	口
教	育	長	竹	田	正	光	君	教	育	委	員	会	教	育
														結
														城
														一
														也
														君

教育委員会こども課長	山崎 光隆 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	田原 秀夫 君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	小林 強 君	監査委員事務局長	横田 靖彦 君

事務局出席職員

局	長 小林 武夫 君	係	長 松木 靖 君
主	査 大西 学 君		

午前 10 時 00 分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成 23 年第 4 回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8 番、古川 昇議員、20 番、樋口英一議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る 5 月 9 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19 番 高澤 公君登壇〕

19 番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る4月20日、5月9日及び5月12日に議会運営委員会が開催されております。その経過と結果についてご報告をいたします。

本日招集されました平成23年第4回市議会臨時会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて7件、監査委員の選任について1件の計8件であります。

協議の結果、この議案につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、会期及び日程につきましては、会期は本日1日とし、日程につきましては、お手元に配付の日程とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生 of 3 常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、また、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策、港湾交通対策の各特別委員長から結審報告をしたい旨の申し出があり、これらを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、4月20日の議会運営委員会では、委員の任期に伴う常任委員会、議会運営委員会等の改選について協議を行うとともに、その報告を求めたところであります。

また、災害時の議会対応については、現行の糸魚川市議会災害対応要綱により対応することとし、配慮のある行動をとるということを確認しております。

次に、5月12日の議会運営委員会では、正副議長選挙前に本会議場において休憩中、それぞれの議員の所信を述べる機会を設けるということで委員会の意見の一致をみております。

これには前日の午後5時までに、推薦人1人以上の届け出書を本人が議会事務局に届けることが必要で、所信表明は5分以内、所信表明の順序については届け出順とすることとあります。

また、これまでは当糸魚川市議会におきましては、6月から9月までは申し合わせによりクールビズ対応としてきましたが、地球温暖化によるさらなる省エネ対応と、このたびの東日本大震災の影響による電力不足に伴い5月から10月までクールビズ対応を拡大することで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

1点だけ質問させていただきます。

今の委員長の報告の中で議長選挙、副議長選挙、これに推薦人1人をつけてやると、こういう中身でありましたけど、それと並行してというか、これは私が出席しておった中では、いわゆるこれ

からの1年、あるいはないしは2年ですか、そこは正確じゃないんだけど、試行としてやっていきたいんだと。であるから問題とは言わないけれども、いろいろあるから休憩時間の中でやっていると、こういうふうなことだったんですが、その中で2点は、そういう試行的な、これからに託するんだということが1つ、託すというか、そういう中身をきちっと決めていくということが1つ。それと推薦人については、このことについてもその中で含めてやっていると、こういうことなのか、この2点といたらいいか、1点をお聞きしたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

吉岡議員の質問であります、推薦人、あるいはいろんなことが試行であるということでありましてけれども、今、吉岡議員が言われたように、このたびは試行で行うということで、今後2年、改選までの間に、それなりの好ましい方法を模索していこうという委員会の意見であります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

当日も私、言わせてもらったんで、言わずもがななんですけれども、私は今回の議長選挙というのは、非常にある意味では注目される、副議長も思っております、それはおっしゃるとおり。ただ、私、この間も言わせてもらったように、ここでもう1回言わせてもらいますけれども、議会改革なり議会活性化というものは、やはり議員一人一人がきちっと物を言えるような議会にならなきゃだめだというのが私の根幹であります。そういった意味で、このことについては一人一人といったら、これはいろんなことになるだろうと、推薦になっても、そういういろんな意見もありました、この間。しかし、そういった議員一人一人が平等に市民の負託を受けてやるんだから、そういったことについては、これから十分検討を重ねていかなきゃならんと。これが議会改革、あるいは議会活性化の根幹の非常に大きな問題であると、こう思っておりますので、その点について委員長、どうお考えか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

吉岡議員の一人一人が自由に物を言える議会というのはもっともなことでありまして、議会運営委員会でもオブザーバー議員の発言は認めておりますし、その場でもって今後2年間の試行期間の間で構築をするために、いろんな意見を述べてもらいたいと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。

15番（吉岡静夫君）

委員長のおっしゃることは、それなりに理屈はあるんですが、この間も言わせてもらったように、あるいはその場の雰囲気や皆さんが決めた後で、オブザーバー議員が休憩時間にしゃべるわけです。ですから、ある意味では決まった後でのオブザーバー議員の発言ですから、なかなかそこはそちらの立場から言えば、ちょっと通りにくいというか、そういうものがありますので、その辺もお考えをいただきたいと。こういうことで、これはもう質問ではありません、意見を交えて終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

+

+

日程第3．行政報告

議長（倉又 稔君）

日程第3、行政報告について。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成23年第4回市議会臨時会の招集に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本臨時会におきましては、条例改正等の専決処分7件と、監査委員の選任についてのご審議をお願いしたいものであります。

この機会に、5点についてご報告申し上げます。

最初に、能生地域の水道水の濁りについて、ご報告申し上げます。

5月10日から11日にかけての豪雨により、能生川の濁り水が浄水場へ流れ込み、十分に濁り

をろ過されない水が、能生地域の上水道の給水区域の一部に供給されました。このため緊急告知放送により、関係地域へ注意喚起し、保育園、学校給食センター等へ、ポリタンクでの給水活動を行う一方、浄化能力の回復に努め、11日夕刻までに濁りも薄まりました。

原因は、能生川の濁り水の流入により、浄水場のろ過砂が目詰まりをし、ろ過能力を超えたためであります。

今後は、監視装置を設置し、濁り水の取水を制限することで、安全で安心な水の供給に努めてまいります。関係いたしました市民と企業の皆様に大変ご迷惑をおかけし、心よりおわびを申し上げます。

2点目に、林道白池線災害について、ご報告申し上げます。

林道白池線は、現在、春先除雪を実施中ではありますが、5月13日に白池とヒワ平間で1カ所、道路の崩壊が発生いたしました。全幅道路が滑落していることがわかりました。

滑落の詳細規模は現在調査中であります。応急復旧等の工法等について、関係機関と調整中であります。

3点目に、高速バス糸魚川・新潟線の運行について、ご報告申し上げます。

去る5月6日、頸城自動車株式会社より、高速バス糸魚川・新潟線について、運行を休止したい旨の意向が示されました。

当該路線につきましては、昨年度、新潟交通株式会社の運行休止を受け、頸城自動車株式会社が1日2往復の運行を継続してまいりましたが、このたびの東日本大震災の影響による利用客減や、燃料費の高騰などにより経営状況が大変厳しくなったことから、経営改善の一環として、糸魚川・新潟線の運行休止の方針に至ったとのことであります。

市といたしましては、県都に向かう重要な路線であることから運行継続を働きかけるとともに、代替案などを含め協議を進め、公共交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

これらの経過につきましては、今後、所管のまた委員会にも報告させていただきます。

4点目に、東日本大震災の避難者支援等について、ご報告申し上げます。

市内への避難者は、個人宅へ避難されている方も含めると、一時200人を超える方々が避難されておりましたが、5月16日現在では、市内宿泊施設等に避難されている方々は10世帯24人、個人宅へ避難されている方々につきましては9世帯18人で、合計19世帯42人となっております。

今後、避難者の方々が、宿泊施設等において健康で安定した生活を送ることができるよう、引き続き保健福祉等の相談活動を実施するとともに、緊急雇用創出基金事業の活用により、避難者の方に見守り相談をお願いをし、避難者間の絆の維持に努めてまいります。

また、帰宅等が困難な場合につきましては、市内の公営住宅や就労等の情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

なお、職員派遣につきましては、これまで消防やガス水道等の技術職で実施してまいりましたが、今後も被災地の復旧・復興支援といたしまして、要請に応じ事務職も含めて継続的に職員を派遣してまいります。

5点目に、国県補助事業の内示状況について、ご報告申し上げます。

現在、国県事業の内示状況の詳細について資料を取りまとめておりますが、震災の影響により、

当初見込んでいた事業費より大幅な減額となっております。

特に小・中学校の耐震改築については、当初内示では配分がない厳しい状況となっております。その後、国の補正予算により財源措置がなされておりますが、現時点では、正式な内示に至っておりません。

その他の事業につきましても、土木・農業関係で、要求額に対し3割程度の減額と非常に厳しい状況となっております。

なお、詳細につきましては、6月議会に資料を提出したいと考えておりますが、今後、事業進捗に対しましても影響が出るわけですので、当市の実情を伝え、追加配分の要望をしてみたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げますが、議会並びに議員の皆様から特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

以上で、行政報告が終わりました。

日程第4．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、それぞれ常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では閉会中の4月27日に、4月1日にリニューアルオープンした能生生涯学習センター・能生図書館及び能生歴史民俗資料館・白山神社文化財収蔵庫新築事業予定地の現地視察を行い、その後、机上にて調査を行ったほか、糸魚川市地域防災計画の現状と課題についての所管事項調査を行っておりますので、その主な質疑の内容をご報告いたします。

1つ目の能生生涯学習センター・図書館については、委員から、図書館も含めて整備され蔵書計画もあるという。新装して利用率が上がってほしいと考えるが現状はどうかとの質問に、4月1日のオープン後、26日までの貸出利用者は1日平均46人、オープン前の約1.5倍、冊数が130冊で、オープン前の約1.6倍という伸びを示しているとの答弁がありました。

また、図書館利用者に対するアンケート調査は実施しているのかとの質問に、アンケートは行ってないが、今後、利用拡大を図る上で研究したい。また、5月29日、新潟県立図書館長を講師に講演会を開催するが、図書館が利用者の声を聞き、それにこたえるという形で、昨年、県立図書館の利用者が大変増加したと聞いており、この講演も参考としたいとの答弁がありました。

委員より意見や質問がありました。特段報告すべき事項はありません。

2つ目の1つ、能生歴史民俗資料館については、委員から、入館料について、大人100円、小・中・高生50円ぐらいなら徴収しなくてもよいのではないかと質問に、いろいろな考え方があると思うが、入館者には料金を払っていただき、それなりのことを学び取っていただきたいという観点から、また、財政や条例等を総合的に考え、今後も入館料を徴収したいとの答弁がありました。

委員から、世界ジオパーク認定の効果等から入館者数が多くなったという話だが、1年間の入館者数に関する質問に、入館者数は平成20年度が554人、21年度が719人、22年度が822人と増加しているとの答弁がありました。

委員より意見や質問がありました。特段報告すべき事項はありません。

2つ目の2つ、白山神社文化財収蔵庫新築事業については、委員から、現地周辺には貴重な生物等が生息しているのだが、既存の建物の取り壊しの時期はいつか。取り壊しの振動や騒音などで生態系に影響はないのか。また、環境アセスを実施したのかとの質問に、既存の施設の取り壊しは連休明けからと聞いているが、現地周辺はヒメハルゼミの生息地で、国の天然記念物の指定地のエリアに入っているため事前に文化庁と協議し、ゼミの発生する前に速やかに解体するというので、時期も限定して現状変更許可を得ている。

また、環境アセス等は実施していないが、ヒメハルゼミや尾山の植物に詳しい専門の方から、建築時の影響などに関する意見を聞き、それらの意見を添付し、文化庁と現状変更の協議を行っているとの答弁がありました。

3つ目の糸魚川市地域防災計画の現状と課題（地震・津波）については、委員から、4月20日の新潟日報の記事によると、県想定の当市の津波の高さは4メートルとあり、当市のハザードマップでは2メートル程度とあるが、その違いについて。また、被害家屋数は市では試算していないということかとの質問に、同紙の記事との違いについては、当市のハザードマップでは、2メートル以上3メートル未満の地区が多いが、能生地域の鬼舞漁港及び藤崎から浜徳合にかけて3メートル以上という箇所があり、そこをとらえ4メートルという新聞表記になったのではないかと判断をしている。現在の市の防災計画の想定は、4メートル以上というような想定はしていない。

また、被害家屋数については市独自の算出はしておらず、防災計画に掲載している数字は、新潟県地震被害想定調査報告書によるものであり、家屋の半壊が32棟で、これは基本的には能生地域を想定した数字であるとの答弁がありました。

次に、委員から、先日配布されたハザードマップは見にくい上、10メートルの等高線が示されているが、実際の避難時には高さがよくわからないので、各地域で主要市道などに標高の表示が必要と考えるがいかがかと質問に、ハザードマップは、地震、洪水、津波、土砂災害など非常に多様化して見にくくなっているため、将来的に見やすくなるよう検討したい。海拔等の表示についても従前からの指摘を受け、取りかかる段階であるとの答弁がありました。

委員から、県内の学校で大地震による津波を想定した避難訓練が行われているが、市の対応状況はどうかとの質問に、4月7日の校長会で、今回の地震・津波等を想定した避難訓練を早期に実施する指示を出した。また、子どもたちに必要な知識、避難場所を確認する等の指導など、各学校でそれぞれ対応しているとの答弁がありました。

委員から、市の指定避難所は、すべての災害に対応できるか疑問であり、再検討の必要があると思うがとの質問に、地域の事情に精通している各地域の自主防災組織や自治会とともに、1つ1つ検証を行いたいとの答弁がありました。

次に、総務課より提出された「東日本大震災対応について」の質疑を行っておりますので報告いたします。

委員から、今現在、市から被災地への派遣状況と、どこから要請が来るのかとの質問に、一般職員の派遣は実施していない。派遣要請は市長会を通じてとされているが、市長会から今のところ派遣要請はない状況である。

消防本部については4月27日現在、延べ18隊50名が出向しており、要請は総務省消防庁からであるとの答弁がありました。

委員から、救援物資は3月で受け付けを終了したというが、再度、支援物資の受け付けを行う考えはあるのかとの質問に、支援物資については市民約1,500人からご協力をいただいたが、現在、被災地では、毛布、布団、紙オムツ類は充足しているとの情報であり、次の支援物資を集めるということは、現在は考えていないとの答弁がありました。

委員から、この地域に避難された方々が、市民の皆様や行政に対して感謝の気持ちを示すマスコミ報道があったが、行政の立場でどのように受けとめているのかとの質問に、当市の避難所には、およそ150人がおいでになった。市では精いっぱいできることを支援しようと、市長のもとに対応してきた。さらに、多くの市民の皆様からいろいろなご協力いただいたと思っている。これらに対して避難された方は大変喜んでおられ、自宅へ戻られた方から市長のところへお礼の手紙が届いている状況である。市民の方々、ボランティアの方々、市全体で、いろいろな角度からご支援いただき、精いっぱい対応をしてきたと思っている。今後、いろいろな団体や個人から協力いただいたので、その方々にお礼状を出すことも考えている。大変感謝しておりますとの答弁がありました。

委員から、今回の東日本大震災対応により、さまざまな教訓をなされたと思う。あつてはならないことではあるが、もしこのような事態が当市に起こった場合には、行政は今回の経験を十分生かして、住民サービスに努めていただきたいとの意見がありました。

委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

建設産業常任委員会では去る4月28日午前10時より、第1委員会室にて所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

調査項目につきましては、東日本大震災に伴う市内における風評被害についてであり、（1）観光振興、（2）商工業の振興、加えて関連があることから（3）農林水産業の振興と整備、（4）ガス水道事業についても追加し、調査を行っております。

調査に当たりましては、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災における市内の風評被害が、かなり深刻であるとのことで、糸魚川経済団体連絡協議会、また糸魚川民宿協会等から、その対応についての要望書、陳情書が出ており、こうした市民の声があることから、急遽、委員会を開催することといたしました。

各調査項目について所管課より、今回の風評被害の対応について要望を受け、市としてもいち早く経済団体連絡協議会、観光協会とともに、過度な自粛を行わないよう市民に対し理解と協力を呼びかけるチラシを全戸配布している。

キャンセルが相次ぎ、深刻な状況にある観光サービス業に対しては、緊急特別資金借換制度の延長や観光客の誘致など、さらに力を入れていきたい。また、放射能汚染についての風評被害についても、能生浄水場と水崎水源地で放射性物質の測定を実施し、放射性物質が検出されていないこと確認しており、市民に公表することで鎮静化したい。

農林水産業については、現在のところ深刻な被害は出ていない。製造業では、震災の影響により発注が減少し、稼働日数が著しく低下している業種もあれば、逆に災害対応で発注が増加している業種もある。業績が悪化する企業については、国、県の緊急融資制度を活用するなどとして支援に当たりたいなど、一括での説明を受けた後、審査を行っております。

審査における主な質疑、意見につきましてご報告申し上げます。

建設業界からは、本年度は中学校、小学校、保育園などの耐震対応による建てかえなどで、公共事業の受注が大きくふえると予想していたが、今回の震災を受けて、今年度の予算の内示が国のほうから来ないのではないかと不安が広がっている。市内の公共事業に対する予算の見直しについてはいかがかと質問があり、現在、企画財政課で全庁の補助金等の内示状況を調べているところである。土木、農林関係については、10%ないし5%程度の減額内示であるが、何とか事業対応できる状況である。

ただ、影響が大きいのは文部科学省の学校関係で、第1次ではゼロ査定である。糸魚川小学校、糸魚川東中学校、磯部小学校が対象であるが、ゼロ査定であることから、今後、国の第2次補正予

算等でどうなるかということについて一番関心を持っている。東北地方では学校にも被害が出ているので、国でもそちらのほうに予算を優先的に回すのかというところをえ方をしている。ただ、平成24年までに耐震性のあるものに建てかえをするという整備方針は国が出している。市としても国の方針を受けて学校を整備する計画を上げているので、先延ばしということでは困る。国あるいは県に対して、さまざまな機会を通じて情報収集に努めていきたいと考えている。

平成23年度の国の補助事業の内示率の建設課分としては、要望に対して93.2%程度の予算が内示されている。約93%というのは、公園事業などではたくさん減額されており、反面、道路事業の中では100%ついているものもある。市発注の公共工事については、今後、工期の延長や負担金額の変更等も対応していくとの答弁がなされました。

また、特に風評被害が目に見えて著しいのが観光サービス業であるが、糸魚川市はジオパーク、新幹線を核とした交流人口拡大の戦略プランも新たに策定中であり、コンサルタント会社と再協議を図っているということで全体の計画の見直し、5年間で50万人を増大させるという計画であるが、交流人口拡大に対する影響についてどのようにとらえているのかとの質問に、今回の大震災の風評被害のほかにも1月の豪雪による影響があり、基本となる入り込み客数に影響が出てきているので、数値を改めて確認する必要があると思っているとの答弁があり、基本的に2月、3月というのは最も観光客が少ない時期であり、雪が解けてこれからというやさきの風評被害であり、今後、ゴールデンウィークから夏にかけて深刻な状態になってくる。体力のない店舗などは、次々と倒れていくことが懸念されている。

そこで緊急の場合の数々の制度資金の拡充だとか、今まである制度の延長についてはどう活用していくのかとの質問には、景気対応の緊急保証がそもそも3月31日で終わる予定であった。景気対応緊急保証というのは国の100%保証であるが、これが震災によって本年9月30日まで全業種延長されたことにより、我が市の資金需要に関しては、国の保証が得られるということで多くの申請が進んでいる。資金繰りで一番有効な手段というものは、国の政府保証が続いたということであり、もしこの震災がなかった場合、4月以降、飲食業に関しては保証から外れる予定であったが、継続して保証対象となっている。ジオパーク資金の申請が4月に4件来たのも、政府保証が9月末まで続いていることの効果である。当市においての金融環境のよさは、今のところ機能しているのとらえている。

市では運転資金の借りかえのため景気対策緊急特別資金があり、今まで1回しか認めていなかった借りかえ回数を、2回、3回、4回の借りかえも認めるというものを、限定的に6月の末までの期限で実施している。これによって現在返済中だという方も、もう1度同じ額で借りかえることも可能となり、さらに資金を足して借りかえることも可能となる。同額を借りかえれば返済期間が延びることなので、返済金額を半分にするとか、3分の1にするなどの組み合わせ方ができるという制度であり、これが現実的には資金需要に困っている事業者の方には非常にメリットがある。

あわせて、国では大震災に関連した緊急保証制度を5月くらいに発表するとの情報があり、それらの制度と組み合わせ、今後の推移を見ながら6月末となっている期限を延長することも考え、より皆様に金融支援できる仕組みを検討していきたいとの答弁がなされました。

妙高市では、妙高市経済対策会議を市役所で開催した。東日本大震災の影響によりキャンセルが相次いだ観光業をはじめ、全業種で売り上げ減が予想される。切迫した市内経済状況が報告され、

異例とも言える地元消費活動促進キャンペーンを、市長、商工会議所会頭、商工会会長、観光協会会長の連名で提案し、市民に呼びかけていくことを決めた。また、経済対策会議では、共通プレミアム商品券の発行、住まいのリフォーム助成の拡充、公共工事の早期発注など活性化を具体的に挙げて取り組むとしている。

糸魚川としても何か大きな経済対策会議というような考えはあるのかとの質問には、商工会議所等に現在の状況についての調査を行っている。旅館、観光関係が大変打撃であり、さらに他業種においても大きな被害が出ると想定されるので、商工会議所、商工会、観光協会等と早急に話をし、景気浮揚策など効果が望めるものを内部で検討していきたいとの答弁がなされました。

打つ手がないと言われている今回の風評被害ではありますが、現状を把握し、総合的な取り組みを糸魚川市としても積極的に展開する計画を発表することが、この風評被害に対しては一番の特効薬である。糸魚川市は交流人口拡大プランというものを掲げて、大きく交流人口戦略を推進しているところであるが、糸魚川市全体の経済が鎮静化してしまえば、そうした交流人口の拡大など夢のまた夢である。

また、市民生活に及ぼす影響も非常に高く、妙高市の例においても観光産業界では99%、宿泊がキャンセルとなっており、従業員の解雇や自宅待機など深刻な状況に陥っている。糸魚川市においても同様で、今回出された陳情や要望書においても非常に深刻な状態を訴えており、相次ぐ宿泊、宴会のキャンセルなど観光に対する2次的な被災状況がある。また、今後においても観光客が大きく増大する可能性もなく、非常に不安な状況となっている。経営も非常に不安定な状態の中で、廃業等を検討しているところも数多くある。これは観光業界に限ったことではなく、今回の調査報告により他産業においても深刻な問題である。糸魚川市挙げて早急なる救済策を、市民、関係各団体と一致協力して推進体制を構築することを強く要望することを委員会集約としております。

このほか細かな事例などについても活発な論議が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会、私の任期でありますと、これが最後の委員長報告となります。2年間、建設産業常任委員会を続けてまいりましたが、皆様のご理解とご協力、本当にありがとうございました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

おはようございます。

当市民厚生常任委員会では去る4月27日に委員会を開催し、糸魚川市産業廃棄物処理場についての所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、担当課より、平成22年度に日本環境衛生センターに委託した、産業廃棄物最終処分場適正化調査報告書の概要について説明がなされました。

分析結果としては、土壌は環境基準を満たしており、また、地下水ではボーリングした1カ所で、鉛が環境基準値の0.01ミリグラム/リットルのところ約0.04ミリグラム/リットルが検出されたが、毎月実施している水保川の水質分析結果では、すべての項目で環境基準を満たしていたとのことです。

また、調査結果を受けて処分場の対策方針が示され、処分場の隣接地で現在ある廃棄物を展開し、分別後、不適正物の搬出を行い、適正なもののみ現処分場に残す方針であり、最終的には、この処分場の廃止を考えているとのことです。

なお、この報告書について4月21日に、西海地区公民館で関係する対策委員会が開催され、その説明会の中で現状説明もあわせて行われました。

委員からは、今埋め立てられている廃棄物を全量ほかの場所へ移設した場合の費用と、今回検討している隣接地に廃棄物を展開し、不適正物を除去し、各種対策後モニタリングする方法の事業費はどのくらいかとの質問に対し、今現在、基本設計、実施設計をしていないため明確な事業費は算出していないが、委託先の日本環境衛生センターからは全国の事例から推測し、全量を持ち出した場合は、約4億円くらいかかるのではないかと聞いている。

また、全量をその場で展開し、不適正物の除去をした場合は、新たに持ち出しする処分場の土地代、処分費、運搬費などが当然少なくなるため、全量を移設するよりは安価になると推測しているとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、行政側の説明では、地元検討委員会は今後この施設は存続しない意向とのことだが、今後、市内において新たな産業廃棄物処分場の設置について、どのように検討しているのかとの質問に対し、この処分場をつくった時代と現在の環境基準は変わってきていることと、今は民間等で専門の企業もあるため、市で産業廃棄物処分場を新たに設置するという考えは持たない方向で進め、地元住民の処分場閉鎖の要望に沿う形を考えているとの答弁がなされました。

次に、4月21日の地元説明会に参加し感じたことは、地元の意向や考え方が、しっかりまとまっているという感じは受けなかったが、担当課としてはどのようにとらえているのかとの質問に、前回の説明会のときには基本的な地元の意向として、まず全量の展開調査後、不適正物を処分し、その後、処分場は閉鎖してもらいたいという意向であったと思っている。ただ、対策委員会として説明会を長期間開催していなかったため、基本的に委員会としての意見がまとまっていなかったが、

おおむねその方向で動いているというふうに担当課としては認識しているとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、地元対策委員会の説明会に参加し感じたことは、市の対策や報告、それと地元の考え方について温度差がある。理解している住民もいるが、意見を述べた住民の中には、昨年7月の説明会時から全く進展のない質問も何度もあり、行政として地元住民の理解を深める努力をされてきたのかとの質問に対し、第1回目の昨年7月の説明会と今回の4月の説明会との間が長かったが、この間、予算措置し、日本環境衛生センターに適正化調査を委託していた。

日本環境衛生センターの中間報告結果もおくれたが、本来ならばその間に、適正化調査を実施中であるという説明をきちんと地区住民にしてこなかったことが、行政側が何をしているのかわからず、住民を困惑させてしまい、反省をしているとの答弁がなされました。

なお、委員からは要望として、今後、地元と協議する中で説得力のあるものとするために、調査した結果、ここに有害な物質が残存する箇所があるが、それに対する安全性は、このようなことで確保していくのだと、今回提示された資料以上に、明確に住民に示していく必要があるとの要望がありました。

そのほかの委員からも若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 . 一般廃棄物最終処分場調査対策について

議長（倉又 稔君）

日程第5、一般廃棄物最終処分場調査対策についてを議題といたします。

一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会に付託中の本件については調査を終了しておりますのでその経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔21番 松尾徹郎君登壇〕

21番（松尾徹郎君）

おはようございます。

一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会調査報告、並びに結審報告をいたします。

第10回から第14回までの委員会調査と結審報告であります。

初めに、第10回特別委員会を平成22年8月20日に行い、市外調査を実施いたしました。

調査地は、栃尾最終処分場及び枳形山最終処分場の2カ所であり、それぞれクローズドシステムであります。

この現地調査の集約は、第11回特別委員会で行われ、当市の施設と比較して近代的なごみ処理が行われている。汚水を出さないことが基本的に重要である。このクローズド型を採用するに当たっては、中間処理を行うための徹底したごみ分別と、破碎機を含めた中間処理が極めて重要である。

本市としても財源面から判断すると、費用負担が比較的少ないテント型移動式のクローズドシステムがよいと思うが、施設建設に当たっては情報公開をしながら、関係地区住民に対し十分な説明を行い、また、道路整備など地元への配慮をする中で十分対応していただきたい。委員会としては、クローズド型を採用すべきであるとの集約がなされております。

次に、第11回特別委員会、平成22年10月18日に行われておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、行政側より一般廃棄物最終処分場適正化業務委託の現状について、資料に基づき報告を受けました。

加えて、糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）についても報告を受け、質疑に入りました。主な審査についてご報告いたします。

委員より、生ごみの減量化については、生ごみ処理機の普及にもっと力を入れて取り組むよう要望があり、また、減量化に向け、もっと踏み込んだPR活動を実施してほしいとの意見がありました。

一方、今後のごみ処理計画の中で、現状をどのように打開していくのか、市独自で全くごみ処理ができない状態が続いている。市として適正なごみ処理推進体制、また、具体的な施設整備計画を財政面も含めて、地域完結型の計画を示すべきと考えるがどうかとの質疑に対して、委託先である財団法人日本環境衛生センターの調査結果を踏まえながら検討を重ねている。また、地域完結型のごみ処理施設が望まれるところであるが、産業廃棄物となると特殊なものがあるだけに、ごみ分別を適切に行いながら一般廃棄物と切り離して考えていきたいとの答弁がありました。

また、計画書では、「クローズドシステムも視野にいれている」という文言が記載され、新たな最終処分場を現在の下流部分に設置したいと財団法人日本環境衛生センターは考えているようだが、クローズドシステムを採用する可能性について伺うとの質疑に対し、現処分場については、これ以上埋め立てをしないほうがよいとの結果が出ており、新たな処分場として、例えばクローズド型も建設可能ではないかとの考えであるが、地元区民との協議の中で、どのような方法がよいか検討していく必要があると考えるとの答弁であります。

また、現在の処理施設は世界でもまれな施設であると言われているが、現行の処理方法にかわるもっと機能的な処理施設を考えているのかどうか。以前にも情報提供したが、生ごみから灯油、石油ができ、ランニングコストがかからない処理施設があるとのことであるが、これらも今後の検討

材料にしてほしいとの提案に対しては、現在の施設は平成14年に稼動し、循環型社会の見地から言えば非常にすぐれた施設であると言える。ご指摘のとおり運転管理上、問題も起きているだけに、更新時期も見据えながら、専門家による委員会を設置し、意見をいただく中で決定していきたいと考えている。

また、ごみの有料化について審議会ではどのような意見が出たのか。有料化すれば、20%程度のごみの減量化が可能と思う。あわせて清掃センターの寿命の問題、最終処分場の建設にも時間がかかると思われるだけに、産業廃棄物の問題も含め早期に解決するよう真剣に検討願いたいとの問いに対して、上越市では平成20年4月より有料化した。その結果20%以上の減量化に成功したと聞く。また、県内20市では、現在有料化していない市が4市あり、その中の小千谷市は平成23年4月より有料化の予定と聞いている。残るは当市を含め3市となる。市民の声を聞きながら、具体的には実施計画や行動計画の中で、ごみの減量化を一層進めていかなければならないと思っている。また、須沢地区の清掃センターについてはさまざまな課題があり、今後検討を重ねながら早期に具体的な解決を図りたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、今後の最終処分場については、オープン型を考えているのか、あるいはクローズド型なのかとの問いに対して、オープン型、クローズド型それぞれメリット・デメリットがあり、今の段階で明確に言えないが、地元住民と十分協議しなければならないと考えている。また費用、あるいは設置場所についても、今後、詰めなければならないと思うとの答弁であります。

また、平成14年に供用開始して以来トラブルが重なっているが、企業責任について現在のところ、どのような協議になっているのかとの質疑に対して、平成23年度までは、市負担は2億3,000万円までであり、それ以上は日立が負担することとなっているが、24年度以降については、今までの状況を踏まえた上で、現在協議中であるとの回答であります。

その他、活発な質疑が交わされております。

次に、平成23年1月21日に開催されました、第12回特別委員会調査についてご報告いたします。

初めに、委員会冒頭、米田市長よりあいさつの後、最終処分場の調査結果と今後の方針について報告を受けました。

それによりますと、最終処分場については、財団法人日本環境衛生センターより提出された調査結果を踏まえ、指摘のあった点については適切な対策を講じ、安心して安全な施設とした後に閉鎖したいと考えている。

また、最終処分場の適正化については、財団法人日本環境衛生センターからの提案を受け、現処分場敷地内の下流部にクローズドシステムの処分場を整備し、現施設の安定化を図りたい。また、今後とも大野区の皆様とは十分話し合い、円滑な事業推進に努めていきたいと考えているとの報告を受けました。

その後、委員会を協議会に切りかえ、財団法人日本環境衛生センターより、詳細結果について報告を受けております。

委員会協議会終了後、休憩を挟み、委員会審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員より、提案された計画を推進するには地元地権者の同意が必要となるが、大野区の

意向はどうか。また、処分場の増設事業については、クローズドシステムを地元でも要望しているが、水を100%とめる完全クローズドは困難であるとの調査結果である。これについて行政はどのように受けとめているのかとの質疑に対し、調査結果と今後の市の考え方を大野区対策委員会に伝えた中で、協議していきたいと考えている。また、クローズドシステムについては完全循環型か、あるいは放流型に分かれるが、今のところ放流型を考えているとの答弁がありました。

さらに、今後の事業費についてはとの問いに、現在、明確な数字は出ていないが、あくまでも概算だが25億円はかかると考える。財源については、国県の補助採択をまず取らなければならない。ある程度それがまとまれば、合併特例債等を考えているとの答弁であります。

また、この事業を推進するとなると、事業費の確定と具体的な事業計画、あるいは施設の建設など早急に解決しなければならない課題だが、どのくらいの時間を要するのかとの問いに対しては、地元の合意を得なければならない点、また、施設の規模も含め施設概要の決定、さらには交付金の許可申請、建設となると、4、5年かかるものと考えたとの回答であります。

また、企業側の責任問題について、委員より、清掃センター建設から現在まで多額の費用をかけ、しかも、大幅な改造工事も行いながら現在に至るが、当初の企業側の提案した炭化物の商品化はあるか、逆に処分費用がかかる施設である。

しかも水銀問題発生後のさまざまな対策工事費用など、これらを考えると、今後の対策の中に日立の責任が明確になっていないのはおかしいのではないかと質疑に対し、現在、日立製作所に対し協議を行っている段階であり、詳細については差し控えるが、今まで出された皆様の意見を参考にしながら、企業に対し交渉中であるとの答弁であります。

また、今後の中間処理についてはどのように考えているのかとの問いには、現在、埋め立て処分しているものについても、特に廃プラスチック、皮製品などは埋め立て処分ではなくリサイクルも検討し、最終処分量を少なくする方向で考えているとの答弁であります。

その他、活発な質疑が交わされております。

続きまして、第13回特別委員会を平成23年3月25日に行い、第14回特別委員会を4月14日に行っておりますが、いずれの協議題も平成22年6月4日に開かれました、第9回特別委員会と同様、株式会社日立製作所への対応であり、秘密会としましたので、詳細報告につきましては差し控えさせていただきますが、委員より出されました主な意見について、要点のみご報告いたします。

まず、水銀問題が発生した理由として、清掃センターにおける炭化システムの構造上の問題であります。このシステムを採用するに当たっては、合併前の平成14年当時の広域議会で決定されたものですが、決定するに当たっては、4社のプロポーザル方式により、株式会社日立製作所の炭化システム導入に決定いたしました。

しかし、施設供用開始後、たび重なるトラブルが発生し、その都度対応し、再三にわたる大規模な修繕を重ねながらも、当初提案されたものとは施設規模においても大幅に違い、それに伴い維持管理費等も増大し、また、性能においても極めて疑わしいのではないかという意見が数多く出されました。

契約に基づき維持管理費の更新時期を1年後の平成24年に控え、企業側は維持管理費の増額を要求してきておりますが、これはあくまでも契約時に提案されたものとは違い、炭化システムその

ものの構造上の問題、また、技術的な問題などを指摘する意見が多数出ております。維持管理費の要求額についても詳細説明がなく納得できないなど、委員からは、企業に対する厳しい意見と不信感の増大が見られました。

加えて、水銀問題発生後における一般廃棄物最終処分場適正化事業費、並びに問題発生後の清掃センターにおけるばいじん処理費用など諸経費についての企業負担分について、委員より厳しい意見が出されております。

これら委員会で出された意見を踏まえ、行政側では3月30日及び4月8日の2回にわたり株式会社日立製作所と協議を重ねており、その経過報告を受けながら4月14日に、再度、秘密会として委員会で協議いたしました。

詳細報告につきましては差し控えさせていただきますが、第13回特別委員会同様、清掃センターの構造上の問題点、あるいは大規模改修に伴う維持管理費の増大について、また、1年後に迫った契約更新時における費用負担の増額に対する厳しい意見が、委員より数多く出されております。これらにつきましては、行政側も株式会社日立製作所に対し、厳しい姿勢で今後も臨むとの回答を得ております。

以上、第13回、第14回特別委員会における概要についてご報告いたしました。

これより結審報告をいたします。

この特別委員会は、平成21年2月23日に大野区から提出された請願第3号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場の安全対策に関する請願を審査するために、平成21年2月23日の議会定例会初日に、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会として設置し、その後、平成21年4月の議会改選を経て、5月に再び設置され現在に至っております。

延べ14回にわたり委員会を開催し、その間、現地調査をはじめ先進地視察、また、最終処分場安全対策のための応急対策工事をはじめ、財団法人日本環境衛生センターより安定化に向けての詳細調査、並びに今後の最終処分場の増設事業についても提案をいただいたところでもあります。

本特別委員会の設置目的である付議事件につきましては、第1点目として、一般廃棄物最終処分場の現地調査と環境問題の把握、及びごみ処理全般に対する取り組み姿勢であります。これにつきましては、ごみ処理基本計画(案)に沿って推進していくとのことであり、また、現地調査と環境問題の把握につきましては、第12回特別委員会審査報告でも申し上げましたが、財団法人日本環境衛生センターから提出された調査報告書のとおりであります。

第2点目として、関係地区住民の安全確保対策であります。応急対策工事につきましては終了したものの、委員会審査報告でも申し上げましたとおり、地元住民の意向を十分尊重しながら適正化に向け、安定化対策工事を行うよう要望したところでもあります。

第3点目として、施設及び職場環境の改善計画と最終処分場の長期計画であります。これにつきましては、委員会として先進地視察の集約でも出されたように、調査報告でも示されたクローズドシステムを採用すべきであるとの意見で一致しております。

また、クローズドシステムの詳細につきましては、今後、なお一層検討を要しますが、関係地区住民の安全確保を第一と考え、住民から納得していただき、ご理解とご協力を得られるよう、安全対策には十分配慮するよう委員会として集約されております。

加えて、最終処分場の建設計画、また、安定化に向けての詳細設計を早期に進め、財源確保にも

真剣に取り組むよう委員会として強く要望いたしました。

付議事件については以上であります。先ほどの委員会調査報告でも申し上げましたが、調査の過程におきまして、委員より、改めて企業側の責任問題について厳しい意見が数多く出されました。

水銀問題が発生した直後の特別委員会では、関係企業を委員会に参考人として同席願ひ、炭化システムの構造上の問題、また、たび重なるトラブルと再三にわたる大規模改修など、企業責任について委員より厳しい意見が出されました。

それに対して企業側は、道義的責任は認めたものの、その後の対応が全くなく、付議事件とは別に、改めて炭化システムの問題点と企業責任について審査が行われました。いまだ具体的な結論は出ておりませんが、引き続き企業側と協議を重ねることを確認し、議会として今後については推移を見ながら特別委員会の設置も含め所管の常任委員会、あるいは全員協議会などで、この件について審査されるよう強く要望するものであります。

なお、結審に当たっての集約事項としては、

第1点目として、関係地区住民の安全確保に向けての応急対策工事は終了したものの、財団法人日本環境衛生センターの調査報告により、恒久対策である適正化整備事業の方向性が示された一方、地すべりの危険性や既設建造物の不安定な状況が明らかになっただけに、可及的速やかに安全対策を講じるよう強く要望するものであります。

第2点目として、水銀化合物埋め立ての元凶となった清掃センターの建設業者であり、運転管理委託先である株式会社日立製作所の責任問題については、平成21年3月の特別委員会で道義的責任を言明させるところまで議会として追及することができたものの、その後、本特別委員会において、清掃センター建設の契約時からの技術的提案事項や、運転管理上の維持管理費を含め、その経過と結果に対する責任について協議してきましたが、今後、行政は今までの再三にわたるトラブルと、たび重なる大規模改修などの経過を厳しく追及し企業責任をただすよう、また、市民の不利益とならない結果を目指し、最大限の努力を切に要望するものであります。

第3点として、4月6日に行われました第8回大野区一般廃棄物最終処分場安全対策特別委員会において、事前の質問に対する回答事項、及び当日の質疑応答の内容を厳しくとらえ、大野区民の不安解消のために適切な説明責任を果たし、理解と協力を得るよう努力するとともに、安全対策においては万全の処置を講じるよう強く要望するものであります。

加えて、平成23年度中に設置予定の専門家によるごみ処理施設あり方検討委員会においては、地元大野区及び須沢区の代表者からも参画願うよう、委員会からも強く要請するものであります。

以上が集約事項であります。

平成21年5月に特別委員会を設置し、延べ14回にわたり付議事件を中心に委員会を開催いたしました。関係地区住民の安全と安心確保のため、また、糸魚川市のごみ処理問題解決に向け、早期の措置を講ずるよう強く要望して結審報告といたします。

長期間にわたり委員会調査にご協力いただきましたことに、改めましてお礼を申し上げ、調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり了承し、結審することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．港湾交通対策について

議長（倉又 稔君）

日程第6、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件については調査を終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

野本信行港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

野本委員長。〔22番 野本信行君登壇〕

22番（野本信行君）

港湾交通対策特別委員会の報告を行います。

結審報告に入る前に、昨年9月22日に中間報告した後の主な経過についてご報告いたします。

特別委員会は平成22年11月5日、12月17日、平成23年1月18日、2月23日、4月26日にそれぞれ開催し、付議事件についての経過、取り組みについて担当課から説明を受け、活発な論議を交わしました。

この中で、北陸新幹線糸魚川駅の駅舎デザインについて、鉄道・運輸機構から示された3案について、委員から活発な質疑とともに要望等がなされました。最終的には、糸魚川市新幹線駅舎デザ

イン検討委員会で選定された結果を尊重する中で、委員からも細かな要望がなされ、その一部は附帯意見にも取り入れられております。

また、東日本大震災に関連して、姫川港の荷動きについて震災がれきの受け入れについてのお話がありました。現時点では確定してはおりませんが、リサイクルポートとして、これまでも木くずの受け入れをしてきていることから、その協議をしている段階とのことであります。引き受けるに当たっては、受け入れる企業側としてもさまざまな条件があるわけではありますが、受け入れる方向で協議をしているとのことであります。委員からは、受け入れるに当たっては、放射能のチェックだけはしっかりしてもらいたいという意見が出されております。

その他、特段報告する事項はございません。

次に、昨年11月18日から19日に市外調査として、IGRいわて銀河鉄道とJR黒磯駅へ視察を行っておりますので、その集約についてご報告いたします。

IGRいわて銀河鉄道は、上下一体方式で運営されておりますが、岩手県ではその選択は正しかったと述べており、全般的に施設管理と運営の部分で一体感がつくれるとの利点ということでありました。会長には県知事が就任しているほか、沿線市の首長が取締役に名を連ねており、しっかりとした責任ある体制であると感じました。

利用者の状況を見ても生活路線の色が濃い路線であります。県庁所在地の盛岡を含む路線であります。年間輸送人員は減少傾向にあり、平成17年から21年までは、県、市の補助により何とか単年度黒字となっておりますが、今後は赤字へ転落するおそれがあるとのことであり、収支としては非常に厳しい状況でありました。収支改善のためには、やはりJRからの鉄道路線使用料等の増額が大きな課題であるとのことであります。

JR黒磯駅ではデッドセクションの交流・直流切かえについて調査を行いました。

ここでは駅構内にデッドセクションがあって、交流・直流の切りかえが行われており、求めていたような形がありましたが、現実的にはその管理が難しく、熟練の作業が必要とされておりました。手作業のアナログ方式となっており、高圧電流が流れているために作業には細心の注意が必要であり、管理上のちょっとしたことで事故につながることや、乗り継ぎ時間の合間を縫って車両の入れかえをやっていることなど、常に作業には危険が伴う状況でありました。

デッドセクションを移設するに当たっての資金的なものはケース・バイ・ケースであるため、現時点でははっきりしませんが、実際に黒磯駅のような駅構内でも切りかえをしている例があることから、その移設が可能かどうかについては、第三セクターの新潟県並行在来線株式会社の中でしっかりと調査をした上で、最も効果的な方法を選択することが重要であります。

次に、結審報告に移ります。

主な経過として、当特別委員会は先進地視察も含め17回開催しました。

先進地視察は、2回実施しております。平成22年2月18日に、JR高岡駅とJR東金沢駅で駅舎、自由通路整備について、平成22年11月18日、19日には、今ほど説明しましたが、GRいわて銀河鉄道で並行在来線の運営について、JR黒磯駅ではデッドセクションについて調査を行いました。

要望活動については平成22年2月15日に、新潟県に対して小熊副知事ほか関係部課長に要望活動を行いました。

各種意見交換については6回実施しました。レンガ車庫保存活用研究会、大系線、北陸線を守る会、魚津市議会在来線等まちづくり特別委員会、黒部市議会北陸新幹線対策特別委員会と、それぞれレンガ車庫の保存活用や並行在来線、大系線の運営についてなど、それぞれの課題について意見交換を行いました。

各付議事件について、要点を絞って集約をさせていただきます。

まず、姫川港貨物取り扱い急増に伴う整備計画の早期完成と次期計画の調査と整備推進について。関税法上の開港指定を受け、また、植物防疫法上の輸入港にも指定され、利便性が向上し、さまざまな可能性が生まれてくることから、国道148号などとも関連させ、長野県まで含めた中で流通の拠点となるよう、さらなる活用策を検討する必要があります。

港湾改修事業は、これまで比較的順調に進んできておりますが、国の港湾政策の見直しや東日本大震災による影響など、社会経済状況の変化によって事業の停滞も懸念されるところであります。引き続き、より一層の整備促進を強く求めていく必要があります。

港湾環境整備については、事業用地の取得が完了したことから、緩衝緑地整備の早期完成を求めていく必要があります。

港湾区域の東側への延伸についても現実的な検討を進める必要があります。

次に、一般国道8号系魚川東バイパス梶屋敷・押上間の早期完成と間脇・梶屋敷間の調査について。

平成22年3月25日に、梶屋敷・大和川間1.88キロメートルが暫定供用となり、国道8号の渋滞は緩和してきておりますが、平成26年度の北陸新幹線開業に合わせた大和川・押上間の供用開始については、計画通り実現することを強く要望するものであり、引き続き国への働きかけを求めていく必要があります。

間脇・梶屋敷間についてはルートも定まっていないが、火災、災害時に交通どめになった経過もあることから、大和川・押上間と並行して取り組みを進めるよう国へ働きかけるべきである。

海川に建設される高架橋については、海岸整備や海水浴利用の関連施設があわせて整備ができるよう、庁内において連携を深める中で調整、検討を図り、国へ要望していく必要があります。

次に、地域高規格道路松本系魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格について。

残っている環境アセスメントの基礎調査の実施とともに、ルート帯の決定が早期になされるよう粘り強く国、県に働きかけていく必要があります。

長野県で取り入れられている雨中方式も参考にし、さらなる検討を進め、県へ働きかけていくべきである。

同盟会等をまとめ、全体で動くようなアクションプランの作成も検討すべきである。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査研究と大系線の活性化調査について。

30年間で300億円から600億円もの赤字が見込まれる在来線の運営について、政府・与党合意の見直しを含め、JRの参画要求も視野に入れる中で国の支援を求め、市の負担が最小限となるよう求めていくべきである。

新潟市へ向けての優等列車の運行確保に当たり、課題となるデッドセクションの移設について検討し、しっかりとした理論と根拠をもって県等への交渉に当たるべきである。

デュアルモードビークルの導入について、ジオパークの取り組みとも関連させ検討し、県、新潟

県並行在来線株式会社にも働きかける必要がある。

大糸線については昨秋のＪＲ西日本の社長発言があり、危機感を持って存続に向けた取り組みを引き続き行うべきである。また、リゾートビューふるさとの糸魚川乗り入れについて、しっかりと戦略を立て、ＪＲと協議を行っていく必要がある。

並行在来線の運営に当たっては、富山県との連携についても十分検討し対応すべきである。

次に、北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進について。

橋上駅、自由通路については、当初予定の１５億円から一時は３倍もの金額が提示されたが、再検討により減額がされ約３２億円になった。ＪＲとの協定も締結されたところであるが、今後も工事内容をチェックし、可能な限り経費の節減に努めていく必要がある。

（仮称）上越駅偏重とならないよう、新潟県の取り組みに対しても要望するとともに、糸魚川駅の現在の利便性は最低限確保した上で、さらにその上を目標ラインとして取り組みを進める必要がある。

南北の駅舎デザインも選定されたが、議会、市民から出された意見については、今後の実施設計に反映されたい。

また、すべての付議事件に共通しておりますが、さきの東日本大震災の影響により、今後の国及び県の予算措置等が不透明となってきた状況もあります。震災復興には全力で取り組まねばならないことは十分理解するところでありますが、当市の発展にかかわる重要なこれらの事業について、今後も停滞することがないように糸魚川市としては取り組んでいく必要があります。

以上、平成２１年６月８日に設置されてから、約２年間の港湾交通対策特別委員会の集約とさせていただきますが、ここに改めて特別委員会の委員各位、行政担当の今日までのご協力に心から感謝申し上げます、結審報告とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、港湾交通対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第７．議案第５７号及び同第５８号

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第57号及び同第58号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第57号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法施行令の一部改正によるものであります。

改正点は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の引き上げに伴う改正であります。

議案第58号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、条例の有効期限を2年間延長するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

竹之内市民課長。〔市民課長 竹之内 豊君登壇〕

市民課長（竹之内 豊君）

よろしく願いいたします。

議案第57号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましてご説明をいたします。

初めに、専決処分の理由であります。平成23年度税制改正に伴う地方税法施行令の一部改正が、平成23年3月30日に公布されたことを受けまして、平成23年度の国民健康保険税の賦課期日であります4月1日に間に合うよう、去る3月31日に専決処分により条例改正を行ったものであります。

改正の内容につきましては議案書の3ページに記載のとおり、第3条及び第11条中に規定をしております課税限度額の引き上げでありまして、基礎課税額、いわゆる医療分の限度額を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額、いわゆる支援分の限度額を現行の13万円から14万円に、介護納付金課税額、いわゆる介護分の限度額を現行の10万円から12万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、附則では、施行期日を平成23年4月1日とすること、及び改正後の規定につきましては、平成23年度分以降の税に適用することとしております。

以上で説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 金子裕彦君登壇〕

商工農林水産課長（金子裕彦君）

次に、議案第58号の説明を申し上げます。

企業立地促進条例は、市内への新規企業の立地及び市内企業の市内への投資を促進するため、当該市にかかる固定資産税の課税免除などの奨励措置を定めたものであります。

条例の有効期限が平成23年3月31日までとなっておりますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の規定に基づく地方税の課税免除等の適用に関する総務省令が、平成23年3月31日に一部改正公布されたことに伴いまして、総務省令の改正後の期限に合わせ、当該条例の有効期限を平成25年3月31日まで2年間延長する改正を専決処分したものであります。

説明は以上でありますけれども、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第58号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第59号から同第63号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 59 号から同第 63 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 59 号は、平成 22 年度一般会計補正予算の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 86 万 6,000 円を追加をし、総額を 309 億 9,082 万 4,000 円といたしております。

これは事業費が確定したことに伴う整理補正が主な内容であります。

議案第 60 号は、平成 22 年度国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 114 万 9,000 円追加をし、総額を 51 億 4,564 万 1,000 円といたしております。

これは能生国保診療所の運営費に係る国の特別調整交付金が増額となったため、一たん国民健康保険事業特別会計で受け入れ、同額を国民健康保険診療所特別会計へ繰り出したものであります。

議案第 61 号は、平成 22 年度国民健康保険診療所特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、総額は 1 億 1,552 万 8,000 円で歳入歳出の増減はありませんが、議案第 60 号の繰出金を受け入れたものであります。

議案第 62 号は、平成 22 年度老人保健医療特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 68 万 6,000 円を追加をし、総額 308 万 6,000 円といたしております。

本会計の整理期間が終了し、平成 23 年 3 月 31 日で会計を閉鎖したことから、一般会計への繰出金など予算を整理いたしましたものであります。

議案第 63 号は、平成 22 年度後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ 550 万 5,000 円を追加し、総額を 10 億 2,172 万 5,000 円といたしております。

これは所得の低い被保険者に対する保険料の軽減分を一般会計から繰り入れ、後期高齢者医療広域連合へ納付いたしましたものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明いたします。

以上であります。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

企画財政課長（斉藤隆一君）

議案第 59 号、平成 22 年度一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分について説明いたします。今回の補正は、例年のとおり平成 23 年 3 月 31 日付で整理補正を行ったものであり、第 1 条で

は、歳入歳出それぞれ 8 6 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 0 9 億 9 , 0 8 2 万 4 , 0 0 0 円といたしたものであります。

この補正の主なものは、国からの交付金及び補助金であります地域活性化きめ細かな交付金、安全・安心な学校づくり交付金、社会資本整備総合交付金及び住宅建築物耐震改修等事業費補助金、並びに市債充当事業の財源調整に伴う財源変更であります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書で説明いたします。

まず、歳出であります。国の補助金、交付金及び市債の変更に伴う財源変更のみのものを除き、事業費の変更のあった主なものについて説明いたします。

予算書 1 6 ページをお願いいたします。

3 款、民生費、1 項 4 目、老人福祉費では、3 月の降雪による屋根雪除雪支援事業補助金 4 7 万 1 , 0 0 0 円、及び雪踏み支援事業 4 1 万 8 , 0 0 0 円の追加。7 目、後期高齢者医療では、後期高齢者医療特別会計への繰出金 5 5 0 万 5 , 0 0 0 円の追加。

4 款、衛生費、1 項 2 目、保健事業費では、老人保健医療特別会計への繰出金 1 0 9 万円の減額。1 8 ページをお願いします。

6 款、農林水産業費、1 項 5 目、農地費では、県の事業採択による農村環境整備工事 3 8 1 万円の追加。

2 0 ページをお願いします。

8 款、土木費、6 項 2 目、街路事業費では、1 6 の糸魚川駅自由通路整備事業の請負差額を、1 1 の糸魚川駅南線整備事業へ振り向けたものであり、糸魚川駅南線整備事業では、社会資本整備総合交付金の充実に伴い 6 2 0 万円を追加、1 6 の糸魚川駅自由通路整備事業では、自由通路階段基礎杭打設工事委託料 1 5 0 万円の減額と、自由通路詳細設計委託料 4 7 0 万円の減額であります。

2 2 ページをお願いします。

1 0 款、教育費、3 項 4 目、学校建設費では、1 2、糸魚川東中学校改築事業の体育館改築等工事で 6 1 6 万 4 , 0 0 0 円の減額と、体育館備品購入費で 2 3 2 万円の減額は、いずれも請負差額であります。

次に、歳入であります。1 2 ページをお願いします。

2 款、地方譲与税では、地方揮発油譲与税で 1 , 4 0 0 万円の追加と、自動車重量譲与税 1 , 2 0 0 万円の減額で、差し引き 2 0 0 万円の追加、6 款、地方消費税交付金で 1 , 2 1 0 万円の追加。

7 款、ゴルフ場利用税交付金で 5 0 万円の減額は、利用者の減少に伴うものであり、8 款、自動車取得税交付金で 2 , 1 0 0 万円の減額は、主にエコカー減税に伴うものであります。

9 款、地方特例交付金で 5 0 0 万円の減額は児童手当分の減額に伴うものであり、1 2 款、分担金及び負担金では、県単農業農村整備事業分担金 3 8 万円の追加。

1 4 款、国庫支出金では、安全・安心な学校づくり交付金の減額と、住宅建築物耐震改修等事業費補助金の追加で、差し引き 2 , 7 5 4 万円の減額。

1 4 ページをお願いします。

1 5 款、県支出金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金と、県単農業農村整備事業補助金の合計で 5 6 4 万 8 , 0 0 0 円の追加。

18款、繰入金では、老人保健医療特別会計からの繰入金で297万8,000円の追加。

21款、市債では、市債充当事業の財源調整に伴う3,180万円の追加であります。

次に、7ページをお願いします。

第2条関係の繰越明許費の補正は、第2表のとおりであり、繰越明許費の追加につきましては、戸籍住民基本台帳総務諸費ほか3事業で2億9,273万2,000円の追加であり、繰越明許費の変更につきましては、住宅整備資金補助事業で1,400万円の増額としています。

続きまして、8ページをお願いします。

第3条関係の地方債の補正は、第3表のとおりであり、地方債の変更につきましては、道路新設改良事業ほか6事業で3,180万円の増額としています。

以上で、平成22年度一般会計補正予算(第12号)の説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

伊奈健康増進課長。〔健康増進課長 伊奈 晃君登壇〕

健康増進課長(伊奈 晃君)

続きまして、議案第60号から63号までの4つの特別会計に係る補正予算の専決処分の内容につきましてご説明いたします。

最初に、議案第60号の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

歳出からご説明いたします。12ページをお願いいたします。

11款2項1目、直営診療施設勘定繰出金は、能生国保診療所の運営費に係る国の特別調整交付金が増額されたことから本会計で受け入れ、国民健康保険診療所特別会計へ繰り出すため繰出金114万9,000円を追加したものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。10ページをお願いいたします。

2款1項1目、財政調整交付金は、今ほど歳出でご説明いたしました国からの特別調整交付金114万9,000円の追加で、交付率は2分の1でございます。

続きまして、議案第61号、国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今ほど国民健康保険事業特別会計補正予算でご説明いたしました、能生国保診療所の運営費に係る国からの特別調整交付金を国保会計から受け入れることによる歳入の補正でございます。

10ページをお願いいたします。

1款1項3目、後期高齢者医療収入の1節、現年度分は、後期高齢者の診療に係る新潟県国保連合会からの診療収入ですが、国保会計から特別調整交付金が114万9,000円繰り出されたため、同額を減額したものでございます。

5款1項1目、事業勘定繰入金の1節、事業勘定繰入金は、国保会計からの繰入金114万9,000円を追加したものでございます。

続きまして、議案第62号、老人保健医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

老人保健医療制度につきましては平成19年度末で廃止されまして、平成20年度からは後期高齢者医療制度に移行しましたが、医療給付などの過年度分に係る会計処理が必要なことから、高齢

者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年度から平成22年度までの3カ年間は、特別会計の設置が義務づけられていました。この特別会計の設置期限が3月31日で満了になったことから、同日付で特別会計を廃止し、このことによる整理補正でございます。

なお、平成23年度以降は、これらの会計処理は一般会計で行うこととなります。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお願いいたします。

2款1項1目、医療費給付費及び2目の医療費支給費は、支出がなかったことから全額に当たる119万2,000円及び110万円を減額したものでございます。

3款2項1目、他会計繰出金は、本会計の精算に伴う一般会計への繰出金297万8,000円を追加したものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。10ページをお願いいたします。

1款1項1目、医療費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1節、現年度分は、歳出でご説明しましたとおり支払がなかったため114万2,000円の減額であり、2節の過年度分は、前年度における精算交付金9万8,000円の追加でございます。

2款1項1目及び3款1項1目の医療費負担金は、国及び県からの前年度における医療給付等に係る精算負担金であり、国から36万4,000円、県から9万円を追加したものでございます。

4款1項1目、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金109万円を減額したものでございます。

6款1項1目、第三者納付金は、平成19年度に発生しました交通事故に伴う第三者求償手続きが完了したことから、加害者の責任割合であります診療費分としまして、新潟県国保連合会からの納付金236万6,000円を追加したものでございます。

続きまして、議案第63号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳出からご説明いたします。12ページをお願いいたします。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、所得が低い被保険者に対しまして保険料の軽減措置がとられていますが、軽減した分は公費で負担することになっており、この公費負担分550万5,000円を新潟県後期高齢者医療広域連合へ納付するために追加したものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。10ページをお願いいたします。

3款1項2目、保険基盤安定繰入金は、今ほど歳出でご説明いたしました保険料の軽減措置の公費負担分に係る一般会計繰入金550万円5,000円の追加であり、負担割合は県が4分の3、市が4分の1でございます。

なお、県の負担分は、議案第59号の一般会計補正予算の歳入に計上し、受け入れております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第60号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第61号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第63号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。
再開を午後1時といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9、議案第64号

議長（倉又 稔君）

日程第9、議案第64号、監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、伊井澤一郎議員の退席を求めます。

〔24番 伊井澤一郎君退席〕

議長（倉又 稔君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第64号は、監査委員の選任についてでありまして、監査委員の斉藤伸一さんからの退任申し出により、5月15日で解職となりましたことから、新たに伊井澤一郎さんを選任申し上げたく議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第64号、監査委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

伊井澤一郎議員の退席を解きます。

〔24番 伊井澤一郎君着席〕

日程の都合により、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後1時03分 休憩

午後1時07分 開議

副議長（保坂良一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議長、倉又 稔議員から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

副議長（保坂良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．議長の辞職許可について

副議長（保坂良一君）

追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、倉又 稔議員の退場を求めます。

〔5番 倉又 稔君退場〕

副議長（保坂良一君）

職員に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

辞職願を朗読いたします。

平成23年5月16日付。

糸魚川市議会議長、倉又 稔議員から、糸魚川市議会副議長、保坂良一議員あて。

今般、一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（保坂良一君）

ただいま朗読のとおりであります。

お諮りします。

倉又 稔議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

副議長（保坂良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、倉又 稔議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

倉又 稔議員の退場を解きます。

〔5番 倉又 稔君入場〕

副議長（保坂良一君）

ただいま倉又 稔議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

倉又 稔議員から発言を求められていますので、この際これを許します。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

副議長（保坂良一君）

倉又議員。〔5番 倉又 稔君登壇〕

5番（倉又 稔君）

議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2年前の議員改選後における議会構成時には、議員各位の大方のご支持により議長の要職につきましてから本日に至るまで、各位よりご協力、ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

議長就任時には議長として職務を行うに際しては、中立・公正を旨として対処する旨のあいさつをし、そのように心がけてきたつもりではありますが、今振り返りますと、必ずしも徹底できなかったように思われます。

そのような私でも大きな間違いもなく今日を迎えることができましたことは、議員各位のご協力のおかげと感謝いたしますとともに、重ねて御礼を申し上げる次第であります。

今後も議員として市民福祉の増進に努める所存でございますので、変わらぬご厚誼を賜りますようお願いいたします。退任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

副議長（保坂良一君）

暫時休憩します。

午後 1 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 2 4 分 開議

副議長（保坂良一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

副議長（保坂良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第 2 . 議長選挙

副議長（保坂良一君）

追加日程第 2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（保坂良一君）

ただいまの出席議員数は 2 6 人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

副議長（保坂良一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

副議長（保坂良一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（保坂良一君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

+

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それではお名前を申し上げます。

甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、倉又 稔議員、後藤善和議員、田中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、田原 実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、高澤公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子議員、新保峰孝議員。

以上でございます。

〔投票〕

副議長（保坂良一君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

副議長（保坂良一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（保坂良一君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、斉木 勇議員、7番、田中立一議員を指名します。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔3番、斉木 勇議員、7番、田中立一議員 立ち会い〕

副議長（保坂良一君）

投票の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票24票、無効投票2票、うち白票2票。

有効投票中、古畑浩一議員12票、樋口英一議員11票、吉岡静夫議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、古畑浩一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました古畑議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

古畑浩一議員から発言を求められておりますので、この際発言を許します。

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

議長（古畑浩一君）

ただいま議長選挙に当選させていただき、第4代の糸魚川市議会議長に選任していただきました古畑浩一でございます。選挙の結果、わずかな得票差で議長ということに就任をさせていただきました。

先ほど所信表明演説で申し上げたとおり、一生懸命これから議会の活性化、そして議会改革、議会運営に務めさせていただきたいと思っております。ご支援をいただきました議員の皆様はもちろん、議員お一人お一人のご協力を心からお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

〔拍手〕

副議長（保坂良一君）

それでは古畑議員、議長席にお着きください。

〔古畑議長 議長席に着席〕

議長（古畑浩一君）

それでは、ここで日程の都合により、約5分ほど休憩といたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時45分 開議

+

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副議長、保坂良一議員より、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りをいたします。

副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、保坂良一副議長の辞職許可についての日程を追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3．副議長の辞職許可について

議長（古畑浩一君）

追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、保坂良一議員の退場を求めます。

〔10番 保坂良一君退場〕

議長（古畑浩一君）

それでは、これより職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

辞職願を朗読いたします。

平成23年5月16日付。

糸魚川市議会副議長、保坂良一議員から、糸魚川市議会議長、古畑浩一議員あて。

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（古畑浩一君）

ただいま朗読のとおりであります。

お諮りをいたします。

保坂良一議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、保坂良一副議長の辞職については、これを許可することと決しました。

保坂良一議員の退場を解きます。

〔10番 保坂良一君入場〕

+

議長（古畑浩一君）

保坂良一副議長に申し上げます。

ただいま保坂良一議員の副議長の辞職につきましては、これを許可することに決しました。

保坂良一議員より発言を求められておりますので、この際これを許します。

保坂良一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

保坂議員。〔10番 保坂良一君登壇〕

10番（保坂良一君）

一言お礼を申し上げます。

このたび一身上の都合によりまして副議長を辞任しました。

リーマン・ショックによる不況経済でもありましたが、一昨年はジオパーク認定による交流人口の拡大を目指して期待したところであります。

2年間、議会運営におきまして、議員各位から温かいご支援とご協力を賜りました。大変ありがとうございました。また、議長に対し十分な補佐ができなかったことが心残りでございます。

これからも市民の声を行政に、この市に住んでよかったと思うように、安全・安心の特色あるまちづくりと市政発展のために尽くす所存でございます。

今後とも皆様方の温かいご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からありがとうございました。

まことに簡単でございますが、辞職のあいさつとさせていただきますが、まことにありがとうございます。

ございました。

〔拍手〕

議長（古畑浩一君）

それでは日程の都合上、ここで暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 8 分 休憩

午後 1 時 5 7 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことと決しました。

+

追加日程第 4 . 副議長選挙

議長（古畑浩一君）

追加日程第 4、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（古畑浩一君）

ただいまの出席議員数は 26 名であります。

これより投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（古畑浩一君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（古畑浩一君）

それでは投票箱を点検し、異常なしと認めます。

これより投票に入りますが、念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いをいたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

それでは点呼を命じます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それではお名前を申し上げます。

甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、倉又 稔議員、後藤善和議員、田
中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤
文博議員、田原 実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、高澤
公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木勢子
議員、新保峰孝議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（古畑浩一君）

お尋ねいたします。投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了といたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（古畑浩一君）

それでは、これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺重雄議員、8番、古川 昇議員を指
名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

〔4番、渡辺重雄議員、8番、古川 昇議員 立ち会い〕

議長（古畑浩一君）

それでは、大変お待たせをいたしました。投票の結果につきましてご報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票26票、無効投票0票、うち白票0票。

有効投票中、新保峰孝議員13票、斉藤伸一議員13票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は7票であり、新保議員並びに斉藤議員の得
票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用

して、くじで当選人を決定することとなっております。

新保議員及び斉藤議員が議場におられますので、くじ引きをしていただきたいと思います。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものであります。2回目は、この順番によってくじを引き当選人を決定するものであります。

これは一般質問等の通告で行われる、この手順と全く同じであります。斉藤議員も新保議員も、よくご理解いただいているものだと思いますが、その手順に従って、これよりくじを引いていただきます。

なお、立会人には、1番、甲村 聡議員、5番、倉又 稔議員。恐れ入りますが、くじの立ち会いをよろしく願います。

〔1番、甲村 聡議員、5番、倉又 稔議員 立ち会い〕

議長（古畑浩一君）

それでは新保峰孝議員、斉藤伸一議員、前のほうへおこしてください。

それでは、これよりくじを引く順番を決めるくじを引いていただきます。

それでは、これはどうぞお二人同時ということをお願いいたします。

なお、引いた番号が若いほうが、先にくじを引くということになりますので、お願いいたします。それでは一斉にどうぞ。

〔新保峰孝議員、斉藤伸一議員によるくじ引き〕

議長（古畑浩一君）

新保議員が1番、斉藤議員が2番であります。

議長（古畑浩一君）

それでは、これよりただいまの順番により当選人を決定するくじを行います。

なお、本くじの当選人は、一番数字の小さいくじを引いた議員といたします。新保議員、よろしゅうございますか。それではよろしく願います。

まず初めに、新保議員、お願いいたします。次に、斉藤議員、お願いいたします。

〔新保峰孝議員、斉藤伸一議員によるくじ引き〕

議長（古畑浩一君）

新保議員、6であります。斉藤議員、10番であります。

ただいまのくじの結果を報告いたします

くじの結果、新保議員が当選人と決定いたしました。

よって、新保議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました新保議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

新保議員より発言を求められておりますので、この際発言を許します。

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

副議長（新保峰孝君）

ただいま副議長に当選させていただきました。本当にありがとうございます。

微力でありますけれども、精いっぱい頑張りますので、議員各位、どうぞよろしく願います。

〔拍 手〕

議長（古畑浩一君）

それでは、この後の日程の都合上、ここで休憩をとらせていただきます。
暫時休憩といたします。

午後 2 時 1 2 分 休憩

午後 3 時 0 3 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 1 0 . 常任委員会委員の選任について

議長（古畑浩一君）

日程第 1 0、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 3 分 休憩

午後 3 時 3 0 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

それでは、これより議長において指名することと決しておりますので、事務局職員をしてこれより氏名を朗読させていただきます。

小林議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

まず、総務文教常任委員会委員 齊木 勇議員、大滝 豊議員、松尾徹郎議員、甲村 聡議員、古畑浩一議員、伊藤文博議員、池田達夫議員、吉岡静夫議員、後藤善和議員。

以上、9名であります。

次に、建設産業常任委員会委員 渡辺重雄議員、倉又 稔議員、樋口英一議員、保坂良一議員、五十嵐健一郎議員、野本信行議員、田中立一議員、伊井澤一郎議員、保坂 悟議員。

以上、9名であります。

次に、市民厚生常任委員会委員 中村 実議員、高澤 公議員、久保田長門議員、斉藤伸一議員、古川 昇議員、田原 実議員、新保峰孝議員、鈴木勢子議員。

以上、8名であります。

以上であります。

議長（古畑浩一君）

それでは、ただいま朗読いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任をいたします。正副委員長互選のため暫時休憩といたします。

午後3時32分 休憩

午後4時46分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の日程が午後5時を回る見込みとなつてまいりました。

会議時間を延長することをお諮りいたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと決定いたしました。

なお休憩中、時間を再三延長しておりますが、いまだ常任委員長等を決定しておりません。

再び休憩に入らせていただきたいと思いますと思いますが、30分をめぐり午後5時15分再開といたします。

ちょっと議長としてお話したいことがありますので、各クラブ長、応接のほうにお集まりください。

では、5時15分まで休憩といたします。

午後4時47分 休憩

午後5時08分 開議

議長（古畑浩一君）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、各常任委員会が開かれ正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたさせます。

事務局長、氏名の朗読を願います。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

正副委員長互選の結果について申し上げます。

総務文教常任委員会 委員長には、伊藤文博議員、同副委員長には、斉木 勇議員。

建設産業常任委員会 委員長には、渡辺重雄議員、同副委員長には、保坂 悟議員。

市民厚生常任委員会 委員長には、高澤 公議員、同副委員長には、田原 実議員。

以上のとおりでございます。

日程第 11 . 議会運営委員会委員の選任について

議長（古畑浩一君）

日程第 11、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ指名をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それではお名前を申し上げます。

中村 実議員、高澤 公議員、松尾徹郎議員、保坂良一議員、甲村 聡議員、野本信行議員、古川 昇議員、伊井澤一郎議員、新保峰孝議員。

以上、9 名であります。

議長（古畑浩一君）

それでは、これより正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 5 時 10 分 休憩

午後 5 時 30 分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果につきましてご報告申し上げます。

委員長に甲村議員、副委員長に中村 実議員。

以上であります。

続きまして、この際、議長の交代に関連し、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることと決しました。

追加日程第5．議席の一部変更について

議長（古畑浩一君）

追加日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

これより議席の一部変更を行います。

議席は会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名をいたします。

その議席番号及び氏名を、事務局職員をもって朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、変更後の議席番号及び議員名を朗読いたします。

5番、古畑浩一議員、17番、五十嵐健一郎議員、18番、倉又 稔議員。

以上でございます。

議長（古畑浩一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することと決しました。

なお、移動につきましては、次回の会議からといたします。

次に、市長から委嘱または任命させれる各種委員について、それぞれ決定をみておりますのでご報告を申し上げます。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

議会事務局長（小林武夫君）

それでは、お名前を申し上げます。

+

都市計画審議会委員に、渡辺重雄議員並びに保坂 悟議員。

青少年問題協議会委員に、伊藤文博議員。

民生委員推薦会委員に、高澤 公議員並びに田原 実議員。

糸魚川市土地開発公社理事に、議長、それから伊藤文博議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事に、高澤 公議員。

以上のとおりでございます。

議長（古畑浩一君）

それでは、以上をもちまして本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年第 4 回糸魚川市議会臨時会を閉会といたします。

長時間、大変ご苦労さまでございました。

午後 5 時 33 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

+

前 議 長

前 副 議 長

議 長

議 員

議 員

+

+